令和６年度 水質検査計画

資 料 編

この資料は、水質検査計画の策定にあたり、法令で定める水質管理の基準に対して、過去３年間の検査結果の数値及び水源・施設周辺の状況などから、適正な検査頻度を設定するために作成したものです。

１．給水栓における水質検査計画 ･････ 年間検査計画（全体）、各配水区の詳細
２．原水における水質検査計画 ･････ 年間検査計画（全体）、各水源地の内容
３．令和５年度 水質検査の結果 ･････ 給水栓、原水、水質管理目標設定項目、農薬類、ダイオキシン類

大津菊陽水道企業団

1．給水栓における水質検査計画

(1) 定期の水質検査

ア　毎日検査項目

3 項目	実施時期：毎日 / 年 365 回
	【 25 地点 】　各配水区から選定した測定地点

イ　水質基準項目

①　毎月検査

10 項目	実施時期：4・5・7・8・10・11・1・2 月 / 年 8 回
	【 19 配水区 】　立野、大林、吹田、吹田団地、柳水、美咲野、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、杉水、伊勢前原、つつじ台、高尾野、日吉ヶ丘、矢護川

②　四半期検査

24 項目	実施時期：9・12・3 月 / 年 3 回
	【 4 配水区 】　杉水、伊勢前原、高尾野、矢護川

25 項目	実施時期：9・12・3 月 / 年 3 回
	【 10 配水区 】　柳水、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、つつじ台、日吉ヶ丘

26 項目	実施時期：9・12・3 月 / 年 3 回
	【 5 配水区 】　立野、大林、吹田、吹田団地、美咲野

③　全項目検査

51 項目	実施時期：6 月 / 年 1 回
	【 19 配水区 】　立野、大林、吹田、吹田団地、柳水、美咲野、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、杉水、伊勢前原、つつじ台、高尾野、日吉ヶ丘、矢護川

(2) 水質管理目標設定項目

水質基準項目と重複している項目、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、上記「定期の水質検査」の数値、または検査結果で確認します。

項目名称	実施時期（PFOS 及び PFOA）：6 月 / 年 1 回、その他：下記項目の検査月
	カルシウム、マグネシウム等（硬度）、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度、ｐＨ値、アルミニウム及びその化合物、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

※　各配水区の詳細は、次ページ以降に記載しています。

令和6年度 水質検査計画（給水栓）毎日検査項目 及び 水質基準項目

No.	項 目 名	基 準 値	配水区ごとの検査計画（年間）																		法令上の検査頻度
		(mg/L)	立野	大林	吹田	吹田団地	柳水	美咲野	楽善	武蔵ヶ丘	沖野	南沖野	堀川	大堀木	平川	杉水	伊勢前原	つつじ台	高尾野	日吉ヶ丘	矢護川	
毎日	色・濁り（異常でないこと）、残留塩素（0.1 mg/L 以上）		365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	毎日
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	月１回
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年４回
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	0.05 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	年４回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	4	4	4	4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年４回
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及び トランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	ベンゼン	0.01 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	塩素酸	0.6 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	年４回
22	クロロ酢酸	0.02 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
23	クロロホルム	0.06 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
26	臭素酸	0.01 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	年４回
27	総トリハロメタン	0.1 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	年４回
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
30	ブロモホルム	0.09 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年４回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	塩化物イオン	200 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	月１回
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	4	1	4	1	年４回
40	蒸発残留物	500 以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	発生時期に
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	月１回
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年４回
45	フェノール類	0.005 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	月１回
47	ｐＨ値	5.8～8.6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
50	色度	5 度 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
51	濁度	2 度 以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

立野 配水区（給水栓） 採水地点：内牧公民館

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.54			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.26	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.06					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0076	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0059					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	16.3					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	10.7	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	90	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を減じない
40	蒸発残留物	500 以下	220					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	26	10	10	26	10	10	26 ）		

大林 配水区（給水栓）　採水地点：大津町山村広場

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.002					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.54			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.24	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.11					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0017					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0065	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0005					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0043					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.008	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	23.8					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	18.5	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	140	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を減じない
40	蒸発残留物	500 以下	304					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	1.0			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	26	10	10	26	10	10	26 ）		

吹田 配水区（給水栓） 採水地点：企業団庁舎

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.63			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.26	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0016					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0063	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0047					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	16.2					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	10.7	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	80	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	201					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.7			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	26	10	10	26	10	10	26 ）		

吹田団地 配水区（給水栓）　採水地点：吹田団地配水池

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	4	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.58			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.25	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.06					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0021					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.008	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0005					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0054					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15.7					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	10.7	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	84	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	220					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	26	10	10	26	10	10	26 ）		

柳水 配水区（給水栓） 採水地点：柳水公民館

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.42			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0017					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0057	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0040					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.9					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	8.8	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	184					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

美咲野 配水区（給水栓）　採水地点：美咲野中央公園

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.53			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.22	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0013					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0054	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0041					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15.0					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	9.2	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	81	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	224					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	26	10	10	26	10	10	26 ）		

楽善 配水区（給水栓） 採水地点：末端の一般住宅

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.77			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0012					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0043	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0031					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.056	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.05					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.7					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	30.8	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	82	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	187					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

武蔵ヶ丘 配水区（給水栓） 採水地点：向陽台公民館

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.66			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.05	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0011					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0047	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0036					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.015	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	12.1					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	9.5	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	85	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	199					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.8			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

沖野 配水区（給水栓）　採水地点：であいの公園

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.50			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0022					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0082	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0055					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	12.6					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	10.3	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	89	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	212					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

南沖野 配水区（給水栓）　採水地点：キャロッピア北広場

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.60			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0014					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0056	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0043					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.8					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	10.2	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	87	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	196					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

堀川 配水区（給水栓）　採水地点：堀川公民館

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.06			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.05	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0013					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0048	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0041					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.008	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.3					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	9.4	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	82	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	179					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

大堀木 配水区（給水栓） 採水地点：ひばりヶ丘公園

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.86			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0018					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0067	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0049					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.007					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.9					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	9.1	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	77	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	183					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

平川 配水区（給水栓） 採水地点：末端の一般住宅

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.47			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0014					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0054	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0041					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.1					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	8.8	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	76	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	170					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.7			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

杉水 配水区（給水栓） 採水地点：末端の一般住宅

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.51			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0009					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0037	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0028					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.5					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	2.7	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	32	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
40	蒸発残留物	500 以下	101					○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.8			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	24	10	10	24	10	10	24 ）		

伊勢前原 配水区（給水栓） 採水地点：前原地区集会所

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.25			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0012					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0070	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0058					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.4					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	2.5	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	37	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
40	蒸発残留物	500 以下	105					○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	8.0			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	24	10	10	24	10	10	24 ）		

つつじ台 配水区（給水栓）　採水地点：末端の一般住宅

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査省略の可否	法令上の検査頻度	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
		(mg/L)				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	6.83			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0012					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0041	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0030					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.8					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	13.3	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	84	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	199					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

高尾野 配水区（給水栓）　採水地点：高尾野公民館

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.11			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0017					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0064	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0047					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.011	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.2					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	6.4	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	57	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
40	蒸発残留物	500 以下	155					○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	24	10	10	24	10	10	24 ）		

日吉ヶ丘 配水区（給水栓） 採水地点：消防詰所

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.42			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0014					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0047	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0026					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.077	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.9					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	6.3	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	65	可	年４回			○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
40	蒸発残留物	500 以下	149					○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	25	10	10	25	10	10	25 ）		

矢護川 配水区（給水栓）　採水地点：上中・御願所地区コミュニティセンター

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去３年間の最高値 (mg/L)	検査省略の可否	法令上の検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	本計画の検査頻度 (回/年)	設定の理由（検査項目の省略または検査回数を減ずる場合）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満					○			○			○			○	4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.54			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月１回 の頻度で実施する
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○											
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○											
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満					○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0011					○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年４回			○			○			○			○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0047	不可	年４回			○			○			○			○	4	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満					○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0036					○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.5					○											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○											
38	塩化物イオン	200 以下	2.9	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	27.3	可	年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
40	蒸発残留物	500 以下	112					○			○			○			○	4	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を １回/３月 とする
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期に月１回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に１回実施する
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満		年４回			○										1	過去３年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を １回/年 とする
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目（自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない）
47	ｐＨ値	5.8～8.6	8.0			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月別計（	10	10	51	10	10	24	10	10	24	10	10	24 ）		

２．原水における水質検査計画

(1) 定期の水質検査

ア　全項目検査

39 項目	実施時期：６月 / 年１回
	【 31 水源 】　立野、柳水 No.1・No.2・No.3、美咲野 No.1・No.2・No.3、上鶴、室、楽善、武蔵ヶ丘 No.1・No.2、沖野 No.1・No.2、南沖野 No.1・No.2、堀川、大堀木 No.1・No.2、平川 No.1・No.2、杉水、伊勢前原、つつじ台 No.1・No.2、高尾野 No.1・No.2、日吉ヶ丘 No.1・No.2、矢護川、大林

(2) 水質管理目標設定項目

熊本県水道水質管理計画に基づき「立野水源」で実施します。その他の水源については、水質基準項目と重複している項目を「定期の水質検査」の数値で確認します。また、農薬類については、「立野水源、日吉ヶ丘No.1・No.2、室、楽善」の５水源で実施します。

ア　水質管理目標設定項目（農薬類を除く）

26 項目	実施時期：１月 / 年１回
	【 監視地点 】　立野

イ　重複項目

項目名称	カルシウム、マグネシウム等（硬度）、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度、ｐＨ値、アルミニウム及びその化合物

ウ　農薬類

115 項目	実施時期：１月 / 年１回
	【 ５水源 】　立野、日吉ヶ丘No.1・No.2、室、楽善

(3) 要検討項目

熊本県との共同事業として、「水道原水中のダイオキシン類検査」を行います。

ア　ダイオキシン類

監視地点	実施時期：1 月 / 年 1 回
	【 1 水源 】　立野

(4) クリプトスポリジウム対策の検査項目

地下水を水源としていることから汚染の可能性は低いものの、安全性を確認するため「クリプトスポリジウム対策の検査」を行います。

ア　指標菌検査（大腸菌群・嫌気性芽胞菌）

①　湧水の水源

2 項目	実施時期：毎月 / 年 12 回
	【 3 水源 】　立野、杉水、矢護川

②　井戸の水源

2 項目	実施時期：6 月 / 年 1 回
	【 28 水源 】　柳水 No.1・No.2・No.3、美咲野 No.1・No.2・No.3、上鶴、室、楽善、武蔵ヶ丘 No.1・No.2、沖野 No.1・No.2、南沖野 No.1・No.2、堀川、大堀木 No.1・No.2、平川 No.1・No.2、伊勢前原、つつじ台 No.1・No.2、高尾野 No.1・No.2、日吉ヶ丘No.1・No.2、大林

イ　クリプトスポリジウム検査

上記の指標菌検査で数値が検出された場合、クリプトスポリジウム検査を実施します。

※　各水源地の詳細は、次ページ以降に記載しています。

令和5年度 水質検査計画（原水） 指標菌 及び 水質基準項目、管理目標設定項目等

No.	項 目 名	基 準 値 (mg/L)	水源地ごとの検査計画（年間）																						
			立野	杉水	矢護川	柳水			美咲野			上鶴	武蔵ヶ丘		沖野		南沖野		堀川	大堀木		平川		伊勢前原	つつじ台		高尾野		日吉ヶ丘		室	楽善	大林
			湧水			井1	井2	井3	井1	井2	井3	井1	井1	井2	井1	井2	井1	井2	井1	井1	井2	井1	井2	井1	井1	井2	井1	井2	井1	井2	井1	井1	井1
指標菌	大腸菌・嫌気性芽胞菌	MPN･CFU/100ml	12			1																											
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
2	大腸菌	検出されないこと	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
8	六価クロム化合物	0.02 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及び トランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
20	ベンゼン	0.01 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は塩素消毒による副生成物のため、消毒前の原水では実施しない																																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
38	塩化物イオン	200 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
40	蒸発残留物	500 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
45	フェノール類	0.005 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
№48 味 は、原水のため実施しない																																	
49	臭気	異常でないこと	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
50	色度	5 度 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1
51	濁度	2 度 以下	1	1	1	1			1			1	1		1		1		1	1		1		1	1		1		1		1	1	1

水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目		27項目	1																		
	うち、農薬類検査（年度表記）	115項目	1	R4	R4	H29	H30	H30	R3	R1	R1	R3	H28	R5	R4	R2	R5	1	1	1	R8(予定)

要検討項目

水道原水中のダイオキシン類検査	1

No.	項目名	基準値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	立野 水源（原水） 水源種別：湧水
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
			月別計（	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 ）		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.27			○										1	R5：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.25			○										1	R3：基準値の1/5を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.06			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.012			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	16.1			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	9.3			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	87			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	213			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.2			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ）		

水質管理目標設定項目　　検査結果

全27項目について実施					○										1	熊本県水道水質管理計画に基づき、年１回実施します。⇒ 検査結果は、別冊「資料編」に掲載。
	うち農薬類 115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）				○										1	各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。⇒ 検査結果は、別冊「資料編」に掲載。
			月別計（	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ）	

要検討項目　　検査結果

監視	ダイオキシン類（ 暫定目標値：1 pg-TEQ/L 以下 ）	0.84			○										1	熊本県との共同事業として実施しています。⇒ 検査結果は、別冊「資料編」に掲載。
			月別計（	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	杉水 水源（原水） 水源種別：湧水
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
			月別計（	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.5			○										1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.3			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	2.3			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	31			○										1	R4：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	104			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.9			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	うち農薬類 115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）													0	R4年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	矢護川 水源（原水） 水源種別：湧水
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
			月別計（	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.5			○										1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.4			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	2.3			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	31			○										1	R4： 基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	102			○										1	R3： 基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.9			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	うち農薬類 115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）													0	R4年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	柳水 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 116.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	5			○										1	R3：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.5			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.5			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	77			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	169			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H29年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
			月別計（	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	柳水 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 143.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.2			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.4			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	76			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	181			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H29年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	柳水 第３水源（原水） 水源種別：井戸（ 152.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.0			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.6			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	172			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H29年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	美咲野 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 193.5 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
指標菌	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.1			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.1			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	55			○										1	R4：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	131			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H30年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

※令和5年度は、取水ポンプ故障のため未実施。

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	美咲野 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 200.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	6			○										1	R4：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.1			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.09			○										1	R3：基準値の1/10を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.1			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	54			○										1	R4：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	140			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H30年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	美咲野 第３水源（原水） 水源種別：井戸（ 194.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.2			○										1	R4：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.1			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	56.5			○										1	R5：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	139			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H30年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	上鶴 水源（原水） 水源種別：井戸（ 151.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.41			○										1	R5：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12			○										1	R3：基準値の1/10を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.017			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	6.5			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	76			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	162			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.3			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H30年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	室 水源（原水） 水源種別：井戸（ 180.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.38			○										1	R5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.1			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	22.4			○										1	R5：基準値の1/10を超える
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	75			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	190			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）			○										1	H28年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去２年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	楽善水源（原水） 水源種別：井戸（ 180.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.1			○										1	R5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	12.2			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	26.8			○										1	R5：基準値の1/10を超える
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	200			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）			○										1	H28年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	武蔵ケ丘 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 100.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.9			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.0			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	80			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	186			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R3年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	武蔵ケ丘 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 100.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1			○										1	R4：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.3			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	12.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.5			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	86			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	203			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R3年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	沖野 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 68.4 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.9			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	12.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.8			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	86			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	216			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H31年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	沖野 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 152.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	6			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.1			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.8			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	87			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	205			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H31年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	南沖野 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 152.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	4			○										1	R3：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.5			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 任那			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.7			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	84			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	194			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.3			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H31年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	南沖野 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 152.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.5			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.8			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	84			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	202			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.3			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H31年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	堀川 水源（原水） 水源種別：井戸（ 151.8 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.5			○										1	R4・5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.008			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.0			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	184			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R3年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	大堀木 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 154.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.25			○										1	R5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.4			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	73			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	180			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H28年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	大堀木 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 150.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.45			○										1	R5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.7			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	75			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	196			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	H28年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	平川 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 108.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	6.3			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.0			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	8.9			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	85			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	200			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.3			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R5年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	平川 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 170.5 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.05			○										1	R5：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.008			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	20			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	14.1			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	57			○										1	R4：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	151			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R5年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	伊勢前原 水源（原水） 水源種別：井戸（ 332.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	20			○										1	R4：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.24			○										1	R5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.2			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	1.9			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	36			○										1	R4：基準値の1/10を超える
40	蒸発残留物	500 以下	109			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.9			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.3			○										1	R2：基準値の1/10を超える
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	うち農薬類 115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R4年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	つつじ台 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 153.5 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.5			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.3			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	10.2			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	200			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R2年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	つつじ台 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 185.4 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	6.2			○										1	R4：基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	9.8			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	82			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	202			○										1	R4：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R2年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	高尾野 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 252.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.97			○										1	R5：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.5			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.8			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	61			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	134			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R5年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	高尾野 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 263.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	8			○										1	R4：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.03			○										1	R5：基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.035			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.6			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	7.6			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	71			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	151			○										1	R5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	R5年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	日吉ヶ丘 第１水源（原水） 水源種別：井戸（ 180.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	20			○										1	R3：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.3			○										1	R4・5：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			○										1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.7			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.5			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	62			○										1	R4・5：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	151			○										1	R3：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）			○										1	R2年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	日吉ヶ丘 第２水源（原水） 水源種別：井戸（ 202.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0			○										1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001			○										1	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.3			○										1	R4：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.09			○										1	R3：基準値の1/10を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.8			○										1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	5.6			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	64			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	147			○										1	R3・5：基準値の1/5を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4			○										1	
No.48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	H31：基準値の1/5を超える
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）			○										1	R2年度に実施。 各項目の数値は、個別の目標値に対し 1/100 程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 No.33、37、39、40、47、51）			○										1	定期の水質検査の数値で確認します。
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

No.	項 目 名	基 準 値	過去３年間の最高値	検査計画（月別）												本計画の検査頻度	大林水源（原水） 水源種別：井戸（ 227.0 m）
		(mg/L)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(回/年)	備考
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	＜ 1.8			○										1	クリプトスポリジウム（耐塩素性病原生物）対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1	
			月別計（	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	2			○										1	R4：塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満			○										1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満			○										1	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.003			○										1	R4・5：基準値の1/5を超える
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.13			○										1	R3：基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.13			○										1	R5：基準値の1/10を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.2			○										1	R5：基準値の1/10を超える
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満			○										1	
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満			○										1	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満			○										1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満			○										1	
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007			○										1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満			○										1	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満			○										1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	30.7			○										1	R4：基準値の1/10を超える
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満			○										1	
38	塩化物イオン	200 以下	20			○										1	
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	150			○										1	R4：基準値の1/5を超える
40	蒸発残留物	500 以下	338			○										1	R4：基準値の1/2を超える
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満			○										1	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満			○										1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			○										1	
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満			○										1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	0.3 未満			○										1	
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6			○										1	
№48 味 は、原水のため実施しない																	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1	
50	色度	5 度 以下	0.5 未満			○										1	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○										1	
			月別計（	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

水質管理設定項目

農薬類	115項目（ 目標値：総農薬方式の総和で1を超えない ）														0	
重複	水質基準項目と重複している項目（上記の表 №33、37、39、40、47、51）			○											1	定期の水質検査の数値で確認します。
				月別計（ 0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	）	

３．令和５年度　水質検査結果表

(1) 給水栓 51 項目（配水区ごと）

ア　年度中に行った水質検査結果のうち、各配水区の水質基準項目で「最も高い数値」を記載しています。

イ　検出値が数値未満であるものは、『 ＜ 』で表記しています。　例）0.005 未満 → ＜ 0.005

(2) 原水 39 項目（水源ごと）

ア　年度中に行った水質検査結果のうち、各水源の水質基準項目で「最も高い数値」を記載しています。

イ　検出値が数値未満であるものは、『 ＜ 』で表記しています。

ウ　原水については、「消毒副生成物 及び 味」の検査は行いません。

(3) 水質管理設定項目 26 項目（立野水源地）及び 農薬類 115 項目（立野水源地ほか）

ア　熊本県水道水質管理計画 に基づき、立野水源（監視地点）で「水質管理目標設定項目検査」を実施しています。

イ　水質管理目標設定項目のうち「農薬類検査」については、水質変化を把握するため別途検査を行っており、令和５年度は、計５水源（立野、平川№1・№2、高尾野№1・№2）を対象に実施しました。

(4) ダイオキシン類（立野水源地）

ア　熊本県水道水質管理計画 に基づき、立野水源（監視地点）で「ダイオキシン類」の検査を実施しています。

イ　ダイオキシン類検査は、熊本県との共同事業として行っています。

（水質検査結果の概要）

令和５年度は、家庭にお届けしている水道水（給水栓）について、すべて法で定める水質基準を満たしており安心してご使用いただけます。

また、塩素消毒前の地下水（原水）では一部の水源で大腸菌群に数値が見られましたが、消毒後の水道水（給水栓）では検出されておらず、耐塩素性病原生物等による汚染の心配もありません。

その他、水質管理目標設定項目（農薬類を含む）検査及びダイオキシン類検査においても、良好な水質が維持されている結果となっており、引き続き「安心・安全な水道水の安定供給」に努めてまいります。

令和5年度 水質検査結果表（給水栓） 水質基準項目

No.	項目名	基準値	配水区ごとの検査結果（年度中の最高数値を記載・<は未満を表す）																		
		(mg/L)	立野	大林	吹田	吹田団地	柳水	美咲野	楽善	武蔵ヶ丘	沖野	南沖野	堀川	大堀木	平川	杉水	伊勢前原	つつじ台	高尾野	日吉ヶ丘	矢護川
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	0	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.54	1.54	1.63	1.58	4.42	1.53	2.67	5.66	5.50	5.60	5.06	4.86	5.47	0.51	0.25	6.25	1.11	2.42	0.54
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.26	0.24	0.26	0.25	< 0.05	0.22	0.07	0.05	< 0.05	0.05	0.05	< 0.05	0.07	0.06	0.06	< 0.05	0.07	0.07	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05	0.11	0.05	0.05	0.02	0.04	< 0.02	0.04	0.03	0.03	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
14	四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17	ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
20	ベンゼン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
21	塩素酸	0.6 以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002	0.0015	0.0016	0.0021	0.0017	0.0013	0.0012	0.0011	0.0022	0.0014	0.0012	0.0018	0.0014	0.0007	0.0012	0.0012	0.0013	0.0014	0.0010
26	臭素酸	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0072	0.0047	0.0058	0.0080	0.0057	0.0054	0.0043	0.0047	0.0082	0.0056	0.0052	0.0067	0.0054	0.0030	0.0070	0.0041	0.0051	0.0047	0.0045
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.0052	0.0043	0.0042	0.0054	0.0040	0.0041	0.0031	0.0036	0.0055	0.0043	0.0041	0.0049	0.0041	0.0024	0.0058	0.0030	0.0038	0.0026	0.0035
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	0.006	0.007	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.018	0.015	0.005	< 0.005	0.008	0.006	< 0.005	0.005	0.006	< 0.005	0.006	0.077	< 0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.04	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35	銅及びその化合物	1.0 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	14.8	23.8	15	14.9	9.0	13.5	11.7	11.4	11.6	9.9	10.3	10.1	8.4	5.0	5.2	8.9	8.0	7.7	5.2
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	200 以下	10.7	18.1	10.7	10.7	8.8	9.0	30.8	9.5	10.3	10.2	9.4	9.1	8.8	2.7	2.5	12.0	6.4	6.6	2.9
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	78.4	124.0	78.7	78.9	69.9	73.7	75.1	76.9	76.8	76.8	74.9	69.7	69.6	27.3	33.2	75.7	54.6	57.9	27.3
40	蒸発残留物	500 以下	205	304	195	208	178	194	187	199	205	194	179	183	168	93	105	197	140	149	98
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.3	7.6	7.3	7.4	7.6	7.5	7.6	7.6	7.4	7.5	7.6	7.5	7.7	7.8	8.0	7.4	7.5	7.6	8.0
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5 度 以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2 度 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1

令和5年度 水質検査結果表（原水） 指標菌 及び 水質基準項目

№	項 目 名	基 準 値 (mg/L)	水 源 地ご と の 検 査 結 果（年度中の最高数値を記載・<はを表す）													
			立野	杉水	矢護川	柳水			美咲野			上鶴	武蔵ヶ丘		沖野	
			湧水	湧水	湧水	井１	井２	井３	井１	井２	井３	井１	井１	井２	井１	井２
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8		< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005		< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.27	0.47	0.47	4.43	4.18	3.9		0.99	1.03	1.41	4.76	5.07	4.7	5.1
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.22	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05		0.07	0.06	0.1	0.06	0.06	0.05	0.05
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05	< 0.02	< 0.02	0.02	0.02	0.02		< 0.02	< 0.02	0.03	0.03	0.04	0.02	0.03
14	四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17	ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
20	ベンゼン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
№21 塩素酸 ～ №31 ホルムアルデヒド は塩素消毒による副生成物のため、消毒前の原水では実施しない																
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		0.006	< 0.005	< 0.005	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03		< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35	銅及びその化合物	1.0 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15	5.1	5.4	7.4	9.6	9		7.2	7.3	9.2	11.1	11.8	11.8	10.8
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	200 以下	9.2	2.3	2.3	7.4	7.2	7.4		4.9	4.9	6.3	8	8.5	8.7	8.2
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	79.6	27.9	31	70	72.6	67.7		50.9	56.5	65.8	74.3	79.7	77.8	81.6
40	蒸発残留物	500 以下	191	85	90	166	172	164		140	139	162	182	198	196	200
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3		< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.2	7.7	7.8	7.4	7.5	7.5		7.5	7.5	7.3	7.4	7.5	7.4	7.4
№48 味 は、原水のため実施しない																
49	臭気	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度 以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2 度 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1

※美咲野第1水源は、取水ポンプの故障により未実施

令和5年度 水質検査結果表（原水） 指標菌 及び 水質基準項目

No.	項目名	基準値 (mg/L)	水源地ごとの検査結果（年度中の最高数値を記載・<はを表す）																
			南沖野		堀川	大堀木		平川		伊勢前原	つつじ台		高尾野		日吉ヶ丘		室	楽善	大林
			井1	井2	井1	井1	井2	井1	井2	井1	井1	井2	井1	井2	井1	井2	井1	井1	井1
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8	< 1.8
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.003
8	六価クロム化合物	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< < 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.01	5	4.5	4.25	4.45	5.66	1.1	0.24	5.25	5.02	0.97	1.03	2.21	2.11	2.38	2.1	0.6
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.05	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	< 0.05	0.05	< 0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.13
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02	0.03	< 0.02	0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.19
14	四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	１，４－ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17	ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
20	ベンゼン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
No.21 塩素酸 ～ No.31 ホルムアルデヒド は塩素消毒による副生成物のため、消毒前の原水では実施しない																			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	< 0.005	< 0.005	0.008	0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.035	0.010	< 0.005	0.006	< 0.005	0.007
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35	銅及びその化合物	1.0 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.2	10.8	9.2	10.4	10.6	8.5	20.0	5	9.1	8.8	7.7	8.3	7.4	7.2	11	12.2	30.3
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	200 以下	8.1	8.3	8	7.4	7.6	8.4	14.1	1.9	9.1	9.8	5.4	6	5	5.4	22.4	26.8	20
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300 以下	79.3	82.4	77	70.2	72.8	77.2	52.1	31.7	72.6	70.8	54.5	57.7	55.4	56.3	70.9	74.8	149
40	蒸発残留物	500 以下	185	202	184	175	196	195	151	90	188	187	126	151	145	147	186	200	336
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3 以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	0.3	< 0.3	< 0.3
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.4	7.3	7.4	7.6	7.4	7.3	8	7.9	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.3	7.6
No.48 味 は、原水のため実施しない																			
49	臭気	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度 以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2 度 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1

水質管理目標設定項目検査（27項目）

水質管理目標設定項目とは、現在は水質基準項目とされていないものの水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。将来にわたって水道水の安全性を確保するために水質基準を補完するものとして、厚生労働省により「健康関連項目 14項目（農薬類 115項目を含む） + 生活上支障関連項目 13項目」の目標値が設定されているものです。

熊本県では、平成6年度に策定された『熊本県水道水質管理計画』に基づき、県内水道事業者との共同事業として検査を実施しており、当企業団の「立野水源地」が監視地点となっています。

■ 令和5年度の検査結果（立野水源地）

項　目	検査結果	目 標 値	項　目	検査結果	目 標 値
アンチモン及びその化合物	0.001 未満	0.02 mg/L 以下	遊離炭酸	6.0	20 mg/L 以下
ウラン及びその化合物	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	0.0005 未満	0.3 mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.001 未満	0.02 mg/L 以下	メチル - t - ブチルエーテル	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 mg/L 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	0.9	3 mg/L 以下
トルエン	0.0005 未満	0.4 mg/L 以下	臭気強度（TON）	1 未満	3 以下
フタル酸ジ（2 - エチルヘキシル）	0.006 未満	0.08 mg/L 以下	蒸発残留物	197	30 ～ 200 mg/L
亜塩素酸	0.06 未満	0.6 mg/L 以下	濁度	0.1 未満	1 度 以下
二酸化塩素	0.06 未満	0.6 mg/L 以下	ｐＨ値	7.2	7.5 程度
ジクロロアセトニトリル	0.001 未満	0.01 mg/L 以下	腐食性（ランゲリア指数）	-1.51	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
抱水クロラール	0.002 未満	0.02 mg/L 以下	従属栄養細菌	0	1 mLの検水で形成される集落数が 2000 以下
農薬類（115項目）	0.1 未満	検出値と目標値の比の和として 1 以下	1,1 - ジクロロエチレン	0.0005 未満	0.1 mg/L 以下
残留塩素	0.1 未満	1 mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	0.01 未満	0.1 mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	77	10 ～ 100 mg/L	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PEOA）	0.000005 未満	0.00005 以下
マンガン及びその化合物	0.001 未満	0.01 mg/L 以下			

※ 試験方法：平成15年10月10日付健水発第1010001号

※ ウラン及びその化合物、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、従属栄養細菌、PEOS及びPEOAの目標値は暫定値とされています。

※ 農薬類検査（115項目）は別途実施しており、検査結果は次ページ以降に掲載しています。

採　水　場　所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施　設　名　称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採　水　日　時	令和6年1月16日　11：40
水　　温	16.9 ℃
気　　温	9.4 ℃
検　査　機　関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

水道原水中のダイオキシン類検査

	調査の対象	検査の結果 実測濃度（pg/L）	毒性当量（pg-TEQ/L）	
				最大見積
令和５年度	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.20	0.00248	＜0.00258
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.14	0.00239	＜0.00319
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.50	0.0000218	＜0.000248
	ダイオキシン類（合計）	0.84	0.0051	＜0.0060

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採水日時	令和5年10月13日　9：51 ～ 12：22
水温	17.8 ℃
採水量	203.2 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

	調査の対象	検査の結果 実測濃度（pg/L）	毒性当量（pg-TEQ/L）	
				最大見積
令和４年度	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.28	0.00243	＜0.00273
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1.90	0.00366	＜0.00481
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.43	0.0000158	＜0.000146
	ダイオキシン類（合計）	2.60	0.0061	＜0.0077

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採水日時	令和4年10月21日　9：46 ～ 12：14
水温	17.4 ℃
採水量	205.4 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

	調査の対象	検査の結果 実測濃度（pg/L）	毒性当量（pg-TEQ/L）	
				最大見積
令和３年度	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.088	0.00051	＜0.00105
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.13	0.00104	＜0.00199
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.66	0.000584	＜0.000584
	ダイオキシン類（合計）	0.88	0.0021	＜0.0036

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採水日時	令和3年10月1日
水温	18.5 ℃
採水量	210.2 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

	調査の対象	検査の結果 実測濃度（pg/L）	毒性当量（pg-TEQ/L）	
				最大見積
令和２年度	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.017	0.0000988	＜0.000836
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.14	0	＜0.00145
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.14	0.00000737	＜0.000253
	ダイオキシン類（合計）	0.30	0.00011	＜0.0025

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採水日時	令和元年9月24日　10：39 ～ 13：01
水温	18.6 ℃
採水量	203.3 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

	調査の対象	検査の結果 実測濃度（pg/L）	毒性当量（pg-TEQ/L）	
				最大見積
平成31年度	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.14	0.00284	＜0.00306
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.085	0.000557	＜0.00216
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.17	0.00109	＜0.00109
	ダイオキシン類（合計）	0.39	0.0045	＜0.0063

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団　立野水源地
採水日時	平成30年10月9日　11：38 ～ 13：59
水温	18.2 ℃
採水量	201.2 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

検査の方法　　水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル（平成19年11月　厚生労働省健康局水道課）

備　　考　・毒性等価係数はWHO-TEF（2006）を使用した
・検出下限値以上の数値はその濃度を用いてTEQを算出し、検出下限値未満の数値は0（ゼロ）として算出した
・最大見積TEQは検出下限値の1/2にTEFを乗じて算出した

令和5年度 立野水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-ＤＰＡ（ダラポン）	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-Ｄ（２，４－ＰＡ）	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	ＥＰＮ	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	ＭＣＰＡ	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオピル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3 以下	0.003 未満	55	ダイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イプフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ペンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ペンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシン銅（有機銅）	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロピル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロビン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン（マラソン）	0.7 以下	0.007 未満
27	カフェンストロール	0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ピペロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	0.005 以下	0.00005 未満	71	ピラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロビン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和5年度 平川第1水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-ＤＰＡ（ダラポン）	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-Ｄ（２，４－ＰＡ）	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	ＥＰＮ	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	ＭＣＰＡ	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオピル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3 以下	0.003 未満	55	ダイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イプフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ペンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ペンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシン銅（有機銅）	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロピル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロビン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン（マラソン）	0.7 以下	0.007 未満
27	カフェンストロール	0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ピペロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	0.005 以下	0.00005 未満	71	ピラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロビン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和5年度 平川第2水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-ＤＰＡ（ダラポン）	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-Ｄ（２，４－ＰＡ）	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	ＥＰＮ	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	ＭＣＰＡ	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオピル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3 以下	0.003 未満	55	ダイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イプフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ペンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ペンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシン銅（有機銅）	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロピル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロビン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン（マラソン）	0.7 以下	0.007 未満
27	カフェンストロール	0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ピペロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	0.005 以下	0.00005 未満	71	ピラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロビン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和5年度 高尾野第1水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-ＤＰＡ（ダラポン）	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-Ｄ（２，４－ＰＡ）	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	ＥＰＮ	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	ＭＣＰＡ	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオピル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3 以下	0.003 未満	55	ダイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イプフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ペンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ペンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシン銅（有機銅）	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロピル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロビン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン（マラソン）	0.7 以下	0.007 未満
27	カフェンストロール	0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ピペロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	0.005 以下	0.00005 未満	71	ピラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロビン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和5年度 高尾野第2水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果	No.	項 目 名	目 標 値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-ＤＰＡ（ダラポン）	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-Ｄ（２，４－ＰＡ）	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	ＥＰＮ	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	ＭＣＰＡ	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオピル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3 以下	0.003 未満	55	ダイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イプフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ペンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ペンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシン銅（有機銅）	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロピル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロビン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン（マラソン）	0.7 以下	0.007 未満
27	カフェンストロール	0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ピペロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	0.005 以下	0.00005 未満	71	ピラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロビン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

お問い合わせ先 : 大津菊陽水道企業団
熊本県菊池郡大津町大字陣内 1938-1
TEL (096) 293-7711 ・ FAX (096) 293-0202
ホームページ http://www.ookiku-water.jp
Ｅメールアドレス suidou@ookiku-water.or.jp

2024/03 作成